

報告第1号

補正予算に関する専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の事項を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

1 処分事項

令和6年度大田区一般会計補正予算（第4次）

令和6年度大田区一般会計の補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,923,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ353,457,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

2 処分年月日

令和6年12月20日

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 都支出金		35,704,665	2,923,988	38,628,653
	2 都補助金	20,379,800	2,923,988	23,303,788
歳入合計		350,533,900	2,923,988	353,457,888

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 福 祉 費		180,126,286	2,923,988	183,050,274
	1 社会福祉費	22,428,561	2,923,988	25,352,549
歳 出	合 計	350,533,900	2,923,988	353,457,888

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 福祉費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	2,083,500

報告第2号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記調査のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

中小企業融資資金譲受債権支払滞納者に対する貸金返還請求に関する訴えの提起に係る専決処分調査書

番号	訴訟の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	184万9,000円	(1) 被告 連帯保証人及び相続人 (2) 貸付総額 200万円
	令和6年12月16日	(3) 貸付日 昭和63年12月22日

報告第3号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

建物明渡し等を求める訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	0円	(1) 被告 債務者及び連帯保証人 (2) 請求の原因 大田区営住宅（大森南一丁目）の使用料及び共益費を滞納したことにより、当該建物の使用許可を取り消したが、占有し続けているため (3) 請求の要旨 ア 建物の明渡し イ 滞納使用料及び滞納共益費並びに明渡し の遅延に係る損害金の支払
	令和7年1月7日	

報告第4号

改築工事において発生した漏水事故に関する和解に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記調書のとおり、和解に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

改築工事において発生した漏水事故に関する和解に係る専決処分調書

番号	和解の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	105万4,746円	(1) 和解の相手方 永岡・城南・センシン建設工事共同企業体 (2) 経緯 ア 区及び相手方は、令和3年9月28日付けで、大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（I期）請負契約を締結した。 イ 令和6年6月11日から同月13日にかけて、改築中の同小学校及び同複合施設内において3件の漏水事故が発生した。 ウ 当該事故により工事の完成が遅延し、区に損害が発生したことから、区と相手方との間で協議を重ね、令和7年1月23日に和解が成立した。
	令和7年1月23日	
2	60万1,622円	(1) 和解の相手方 株式会社佐藤総合計画 (2) 経緯 ア 区及び相手方は、令和3年7月15日付けで、大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事（I期）監理業務委託契約を締結した。

令和7年1月23日

イ 令和6年6月11日から同月13日にかけて、改築中の同小学校及び同複合施設内において3件の漏水事故が発生した。

ウ 当該事故により工事の完成が遅延し、区に損害が発生したことから、区と相手方との間で協議を重ね、令和7年1月23日に和解が成立した。

(3) 和解の要旨

相手方は区に対し、早期に解決するため、解決金として60万1,622円を支払う。

報告第5号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	自立支援給付システムのソフトウェア等の賃貸借契約の解除に伴う損害賠償	7万2,600円	令和2年4月1日から令和7年3月31日までを契約期間とする自立支援給付システムのソフトウェア等の賃貸借契約を相手方と締結していたところ、システムの標準化への移行に伴い、令和6年12月31日付けで当該契約を解除したことにより、当該契約の残期間に係る賃借料相当額の損害賠償金が発生した。 (福祉部)
		令和7年1月10日	
2	自立支援給付システムのソフトウェア等の賃貸借契約の解除に伴う損害賠償	36万3,000円	令和3年4月1日から令和8年3月31日までを契約期間とする自立支援給付システムのソフトウェア等の賃貸借契約を相手方と締結していたところ、システムの標準化への移行に伴い、令和6年12月31日付けで当該契約を解除したことにより、当該契約の残期間に係る賃借料相当額の損害賠償金が発生した。 (福祉部)
		令和7年1月10日	

3	庁有車による車両 損傷事故	14万8,460円	<p>令和6年11月6日午前9時42分頃、職員が庁有車で蒲田五丁目45番先の丁字路交差点を左折して直進路に進入しようとしたところ、歩行者を避けることに意識が集中し、当該交差点右側の確認が遅れたため、当該直進路を走行していた相手方車両と接触し、当該相手方車両の左側前輪付近が損傷した。</p> <p>(都市基盤整備部)</p>
		令和6年12月24日	

報告第6号

大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その1）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

1 契約金額

当初金額 金88億8,800万円

今回変更後金額 金91億4,702万3,600円

2 専決処分日

令和6年12月26日

（説明）

令和5年第4回区議会定例会において議決された、大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その1）請負契約について、地中障害物が発見され、撤去処分する必要があることなどのため、一部変更した。

報告第7号

大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

1 契約金額

当初金額 金54億1,200万円

今回変更後金額 金54億6,944万2,000円

2 工期

当初工期 令和11年2月28日

今回変更後工期 令和11年7月31日

3 専決処分日

令和6年12月25日

(説明)

令和6年第3回区議会定例会において議決された、大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約について、機械設備工事の入札が不調となったことにより、工期を変更する必要性が生じたため、一部変更した。

報告第8号

仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他工事（I期）請負契約の専決
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39
年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額	金 45 億 9,360 万円
第1回変更後金額	金 46 億 875 万 8,000 円
今回変更後金額	金 45 億 8,817 万 7,000 円

2 専決処分日

令和6年12月26日

(説明)

令和5年第2回区議会定例会において議決された、仮称大田区大森西二丁目複
合施設新築その他工事（I期）請負契約について、バルコニー床の^く躯体の工法を
変更したため、一部変更した。

報告第9号

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の専決処
分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39
年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

1 契約金額

当初金額	金30億9,100万円
第1回変更後金額	金31億1,524万4,000円
今回変更後金額	金31億1,290万1,000円

2 専決処分日

令和6年12月25日

(説明)

令和5年第1回区議会臨時会において議決された、仮称大田区子ども家庭総合
支援センター新築その他工事請負契約について、既存の埋設配管の撤去工法を変
更したことなどのため、一部変更した。

報告第 10 号

大田区立田園調布中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 2 億 3,100 万円

今回変更後金額 金 2 億 4,080 万 1,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 12 月 27 日

(説明)

令和 6 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立田園調布中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について、足場設置後に調査を行ったところ、外壁改修の補修箇所が増えたため、一部変更した。

報告第 11 号

大田区立入新井第四小学校外壁改修その他工事請負契約の専決処分の報告
について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 2 億 900 万円
第 1 回変更後金額	金 2 億 1,091 万 4,000 円
今回変更後金額	金 2 億 841 万 7,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 12 月 27 日

(説明)

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第四小学校外壁改修その他工事請負契約について、アルミパネルを再利用したことなどのため、一部変更した。

報告第 12 号

大田区立矢口西小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の専決処分の
報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 5 億 8,190 万円

今回変更後金額 金 5 億 8,973 万 2,000 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 11 年 2 月 28 日

今回変更後工期 令和 11 年 7 月 31 日

3 専決処分日

令和 6 年 12 月 25 日

(説明)

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立矢口西小学校校舎
改築その他電気設備工事請負契約について、機械設備工事の入札が不調となった
ことにより工期を変更する必要が生じたため、一部変更した。